

第 28 条 育種を達成した団体又は個人は自らの保護された品種に対する排他的な権限を持つ。本法、関連法律、行政法規において別段の規定がない限り、他の団体又は個人は品種権者の同意を得ずに上記保護された品種の繁殖材料を商業目的で生産又は販売してはならず、また保護された品種の繁殖材料を他の品種の繁殖材料の生産において商業目的で反復して利用してはならない。

第 29 条 下記の場合、保護された品種の利用は品種権者の許諾を必要とせず、また許諾料の支払いも必要としないものとする。しかし、本法、関連法律及び行政法規による品種権者の他の権利を侵害してはならない。

(一) 育種及びその他の科学研究をするために保護された品種の利用。

(二) 農民による自己の農地で収穫された保護された品種の繁殖材料の自己の農地での増殖目的での利用。

第 30 条 国家利益又は公共の利益のために、国务院農業及び林業主管部門は、保護された品種を利用する強制実施権の付与を決定することができ、それは直ちに登録され、公告されるものとする。

強制実施権が付与された団体又は個人は、独占的な実施権を持たないこととする。また、他の人にその品種の利用権を許可してはならない。

第9章 法律責任

第73条 本法第28条の規定に違反して、植物新品種権の侵害があった場合、当事者間での話し合いによって解決し、当事者が話し合いできず、又は協議しても合意に達しなかった場合、品種権者又はそれに対する利害を持つ当事者は、県レベル以上の政府の農林業の部局に対して、それぞれの権限に従って取り扱うことを要求することができ、又は直接に裁判所に訴訟を提起することができる。

県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従い、また当事者の自由意志の原則に基づき、侵害によって生じた損害の賠償について調停を行うことができる。

調停によって合意に達した場合、それは関連当事者間で実施されるものとする。調停によって合意に達しなかった場合、品種権者又はそれに対する利害を持つ当事者は民事訴訟手続に従って裁判所に訴訟を提起することができる。

品種権の侵害への賠償金は、侵害によって品種権者が被った実際の損害額で計算されるものとする。品種権者が被った実際の損害額を計算し難い場合、品種権の侵害によって、侵害者が得た利益で計算することができる。品種権の侵害によって品種権者が被った損害額、及び侵害者が得た利益とも計算し難い場合、当該植物品種権の許諾料の倍数を参考として計算することができる。賠償金額には品種権者が侵害行為を止めさせることに使った合理的な費用を計上することができる。侵害状況が深刻な場合、賠償金は上記の計算方式で算出した金額の1倍以上、3倍以下で算定することができる。

品種権者が被った損害額、侵害者が得た利益、及び当該植物品種権の許諾料とも計算し難い場合、人民裁判所は植物品種権の種類、侵害行為及び侵害事情により 300 万元以下で賠償金を判定することができる。

県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門は、品種権の侵害事件をそれぞれの権限に従って取り扱う際に、社会の公共の利益を保護する目的で、侵害者に対して侵害行為の停止を命じ、違法な収入及び種子を没収し、また品種権侵害の種子の対価が 5 万元以下の場合、侵害事情により、1 万元以上、25 万元以下の罰金を科することができる。品種権侵害の種子の対価が 5 万元以上の場合、その対価の 5 倍以上、10 倍以下の罰金を科することができる。

植物新品種が偽造された場合、県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従って偽造行為の停止を命じ、違法な収入及び種子を没収し、また品種権侵害の種子の対価が 5 万元以下の場合、侵害状況により、1 万元以上、25 万元以下の罰金を科することができる。品種権侵害の種子の対価が 5 万元以上の場合、その対価の 5 倍以上、10 倍以下の罰金を科することができる。

第 74 条 植物新品種の出願権及び品種権の所有権に関する紛争が生じた場合、当事者は裁判所に訴訟を提起することかできる。

